

公益財団法人 滋賀県産業支援プラザ

省エネ診断支援専門家派遣事業実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、滋賀県が定める「滋賀県省エネ診断支援事業実施要領」等に基づき、公益財団法人滋賀県産業支援プラザ（以下「支援プラザ」という。）が行う省エネ診断支援専門家派遣事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、低炭素社会づくりに向けた計画的な節電、省エネ行動を行う中小企業者等に対して民間の省エネ診断専門家（以下「専門家」という。）を活用し、適切な診断・助言を行うことにより問題の解決を図り、もって経営の向上を図る中小企業者等の順調な発展・成長を促進することを目的とする。

(事業内容)

第3条 支援プラザは、専門家の派遣を次の第4条から第12条の方法により行い、中小企業者等の要望に応じることとする。

(専門家派遣企業等の選定)

第4条 支援プラザは、省エネ診断を希望する中小企業者等を募集し、当該企業者等から様式第1「専門家派遣要請書」、様式第2「省エネ診断支援専門家派遣事業にかかる同意書」及び様式第3「省エネ診断受診事業所エネルギーデータ」の提出があったときは、次の(1)から(3)の要件に合致する者であるか検討の上、本事業の対象となる者を選定することとする。

- (1) 低炭素化のための取組等を行い、経営の向上を目指す意欲のある中小企業者等であること。
- (2) 専門家派遣により、支援の効果が期待できる状況であると判断されること。
- (3) 省エネ診断の前年度におけるエネルギー使用量（原油換算値）が 1,500 キロリットル未満の中小企業者等であること。

(専門家の募集・登録・派遣)

第5条 支援プラザは、専門家を募集し、応募のあった専門家から様式第4「支援事業者登録申請書」の提出があった場合、これに基づき専門家派遣事業の専門家として登録を行う。

- 2 支援プラザは登録した専門家の名簿を作成し、省エネ診断対象中小企業者等（以下「対象企業」）が専門家を選択する際に必要と思われる事項を記載し、提示できるよう整えておくものとする。
- 3 対象企業は、原則として、同条第1項により登録された専門家の中から専門家を指定できることとするが、対象企業に専門家について知見がない場合は、支援プラザが登録されている専門家の中から紹介することとする。専門家を紹介する場合は、対象企業の意向を十分に把握した上で専門家

を選定することとする。

なお、登録されていない専門家を対象企業が希望した場合は、その専門家を同条第1項の登録手続きに則り、随時登録できるものとする。

- 4 対象企業は、派遣専門家と協議の上様式第5「省エネ診断・専門家派遣計画表」を提出するものとする。なお、派遣回数等の変更が行われた場合には、当該企業および専門家は様式第6「省エネ診断専門家派遣回数変更届」を提出するものとする。
- 5 支援プラザは、前項により依頼する専門家および対象企業と専門家派遣の実施方法等について様式第7「省エネ診断・専門家派遣の実施通知について」を対象企業あてに、様式第8「省エネ診断・専門家派遣事業の委嘱について」を専門家あてにそれぞれ通知するものとする。

(専門家の業務内容)

第6条 専門家が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 対象企業の意向ヒアリング

対象企業の代表者等に対し、省エネ診断の受診に至った経緯、目的、診断結果の利用予定等についてヒアリングを行い、対象企業のニーズに沿った省エネ診断実施にあたっての参考とすること。

(2) 事前データの収集・解析

現地調査に先立ち、対象企業の過去1年間のエネルギー使用状況等のデータを収集し、エネルギー使用の動向や課題、問題点等の整理を行うこと。

(3) 現地調査の実施

対象企業の代表者等と日程調整を行い、対象企業に設置されている設備や使用状況等に係る現地調査を実施すること。

(4) 省エネ診断報告書の作成

同条(1)から(3)までを取りまとめ、対象企業の各設備等に対する効果的な省エネルギー対策や、対策実施費用の概算、対策実施によるエネルギー費用・CO₂排出量の削減効果等を記載した省エネ診断報告書を作成すること。

(5) 省エネ診断に関する報告会の実施

同条(4)により作成した省エネ診断報告書を対象企業の代表者等へ提出・説明し、意見交換を行う報告会を開催すること。

(報告書の提出)

第7条 支援プラザは、専門家による省エネ診断が終了した後、速やかに専門家から様式第9「専門家派遣事業業務報告書」の提出を求めるものとする。

- 2 支援プラザは、前項の報告書の提出を受けたときは、様式第10「省エネ診断専門家派遣の完了報告について」を対象企業に通知し、様式第11「専門家派遣を受けた内容および今後の対応等に関する報告書」の提出を求めるものとする。

(事後評価および効果の確認)

第8条 支援プラザは、前条に基づき提出された報告書により省エネ診断の内容について評価を行うとともに一定期間経過後に対象企業に対してヒアリングを行う等により、随時、事業効果の把握に

努めるものとする。また、収集した対象企業の CO2 排出量削減データ等を滋賀県に報告するものとする。

(専門家謝金)

第 9 条 支援プラザは、専門家謝金として省エネ診断（調査、報告書を含む）の従事回数 1 回につき 36,600 円（旅費、消費税および地方消費税を含む）を支払うものとする。ただし、1 対象企業に対する専門家謝金は 183,000 円以内とする。

2 支援プラザは、前項の謝金について、省エネ診断終了後、専門家から様式第 9「専門家派遣事業業務報告書」と併せ、様式第 12「省エネ診断謝金請求書」を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

(専門家の守秘義務)

第 10 条 専門家は、派遣を引き受けることにより知り得た対象企業の秘密を厳守するとともに、これを自己利益のために利用しないものとする。

(成果の普及)

第 11 条 支援プラザは、本事業による支援を得て省エネ診断を行い低炭素社会づくりの推進を図った事例のうち、支援の効果が確認できた案件について、支援を受けた者の了解を得て機関誌、ホームページ等を活用して中小企業者等に情報提供することにより、同様の問題を抱える中小企業者等の問題解決に資するものとする。

(補 則)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については理事長が別に定めるものとする。

付 則

この要領は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は令和元年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

